

医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する



全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする



質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の最適配置の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の医師偏在の是正

国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な労務管理の推進

タスクシフト/シェアの推進
(業務範囲の拡大・明確化)

一部、法改正で対応

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革（講習会等）
- ・医師への周知啓発等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～） **法改正で対応**

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成

評価センターが評価

都道府県知事が指定

医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
A （一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務
連携B （医師を派遣する病院）	1,860時間		義務
B （救急医療等）	※2035年度末を目標に終了		
C-1 （臨床・専門研修）	1,860時間		
C-2 （高度技能の修得研修）			

医師の健康確保

面接指導

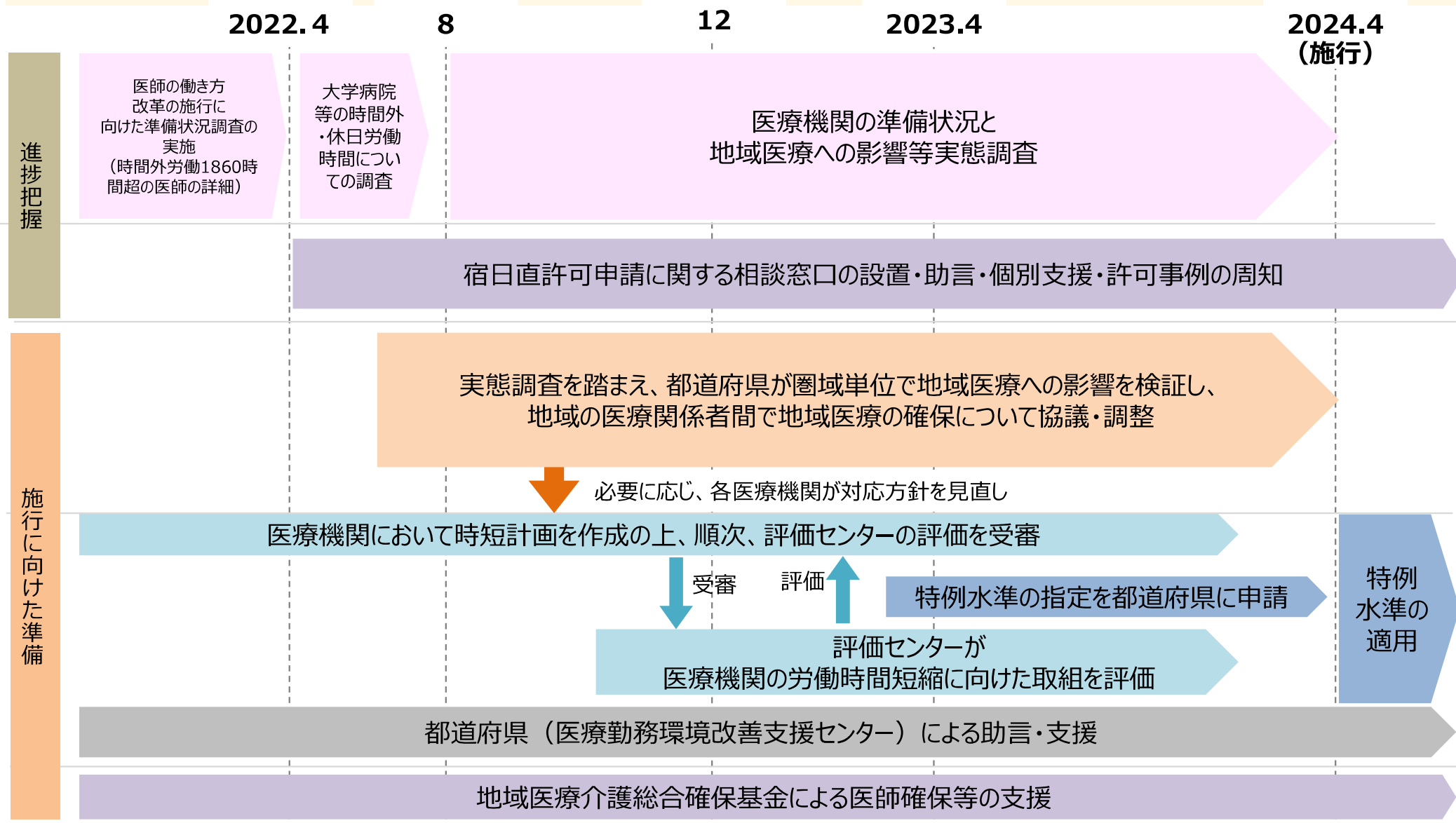
健康状態を医師がチェック

休息時間の確保

連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制（または代償休息）

2024年度の時間外労働の上限規制の施行に向けた準備プロセス

- 2024年度からの上限規制の適用開始に向け、円滑な実施を確保するとともに、必要な地域医療に影響が出ることのないよう、国・都道府県の責任の下で進捗を管理していく。
- 特に、大学病院など、地域医療の確保のため医師を派遣している医療機関が、施行に向けて必要な取り組みを進めることができかつ、地域医療が守られるよう、施行直前まで、その準備状況と地域医療への影響や医師の派遣実態についての調査を実施し必要な支援や対応について検討を行う。

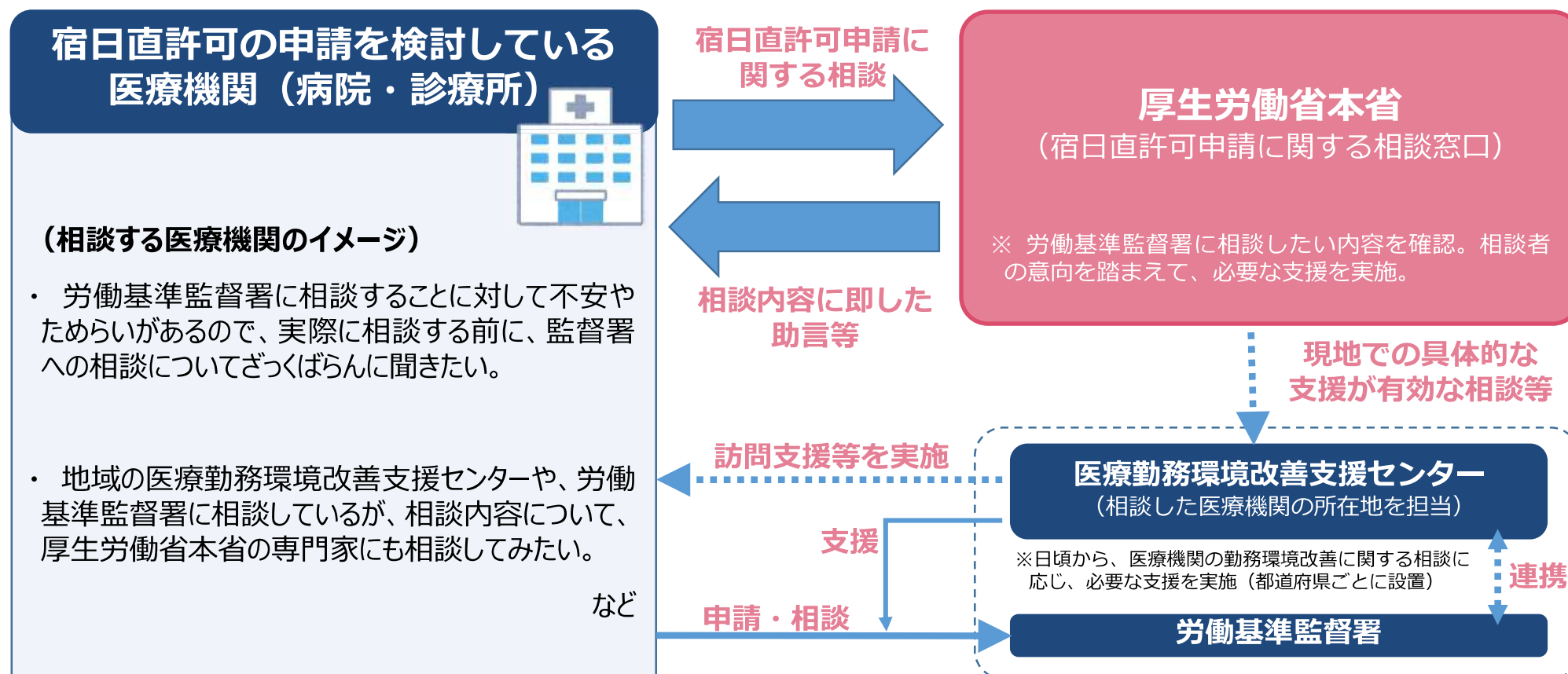


医療機関の宿日直許可申請に関する相談を受け付ける窓口の設置

◇ 令和4年4月から、医療機関の「宿日直許可申請」に関する相談窓口を厚生労働省に設置

◇ 受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、回答

※ 訪問による支援が適切な相談など、現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、厚生労働省本省経由で医療勤務環境改善支援センター（医療労務管理アドバイザー）が必要な支援を実施



評価センターによる書面調査から都道府県承認までのスケジュール感

(受付からの月数)

評価センターの業務

- 医療機関に対する書面調査の案内 —
- 医療機関から書面書類受領→サーベイヤ割振・書面調査依頼 受付
- 書面調査実施→評価センター審査部会と協議→報告書提出 1～2カ月
- 評価委員会承認→理事会承認 2～3カ月
- 評価結果を申請医療機関と都道府県に報告 3～4カ月
- 都道府県(医療審議会相談含む)で審議承認 4～5カ月
- 都道府県から各医療機関に結果報告、評価センターにも報告 5～6カ月
- 各医療機関が36協定を締結

各都道府県
指定結果通知
評価結果の公表
指定の公示

必要書類提出から承認までに6か月近く要する
→ 2024年4月の施行に向けて、早めの対応が求められる。

医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（宿日直許可等の状況）

貴医療機関名

ご住所

ご担当者

ご連絡先 電話

E-mail

問 1 他院から非常勤（週に数日などの頻度）で派遣されている医師（貴院以外を主たる勤務先とする医師）が行う夜間・休日の宿日直業務について以下をご回答ください。

秋田県：

宿直及び日直を連続して行う場合は、宿日直としてご回答ください。

（Ex. 毎週土曜日の午前9時から翌日（日曜日）午前9時の場合 → 宿日直として回答）

派遣元の医療機関名	宿直、日直、宿日直の頻度			
	宿直	回/週	又は	回/月
	日直	回/週	又は	回/月
	宿日直	回/週	又は	回/月
	宿直	回/週	又は	回/月
	日直	回/週	又は	回/月
	宿日直	回/週	又は	回/月
	宿直	回/週	又は	回/月
	日直	回/週	又は	回/月
	宿日直	回/週	又は	回/月
	宿直	回/週	又は	回/月
	日直	回/週	又は	回/月
	宿日直	回/週	又は	回/月
	宿直	回/週	又は	回/月
	日直	回/週	又は	回/月
	宿日直	回/週	又は	回/月

問2 貴院を主たる勤務先とするすべての医師について、時間外・休日労働時間数（副業・兼業先を含む。）を把握していますか。該当する選択肢に○印を付けてください。

- ☐ 1. 副業・兼業先を含めて把握している
☐ 2. 把握していない

※ 副業・兼業先の労働時間の把握は医師の自己申告で差し支えありません。

問3 貴院を主たる勤務先とする医師のうち、現時点で、年間の時間外・休日労働時間（副業・兼業先における時間も通算）が1,860時間を超える医師は何人ですか。

_____ 人

※ いない場合は0とご回答ください。

※ 1か月の時間外・休日労働時間を12倍する等により換算してご回答いただいて差し支えありません。

※ 宿日直について、許可が得られていない又は得られているかが不明な場合は全て労働時間としてください。

問4 貴院の宿日直許可の取得・申請状況について、該当するものに○印を付けてください。（1つのみ）

- ☐ 1. 宿日直許可取得の必要がないため、取得意向はない
☐ 2. 宿日直許可を取得したいが、業務の性質に照らすと許可取得は困難と考えている
☐ 3. 必要な宿日直許可を取得済み
☐ 4. 必要な宿日直許可を申請したが、許可は得られなかった
☐ 5. 必要な宿日直許可を申請し、結果待ち
☐ 6. 必要な宿日直許可の取得のために、申請の準備中
☐ 7. 必要な宿日直許可の申請を予定しているが、具体的な準備には着手していない
☐ 8. 宿日直許可が必要かわからない

※ 宿日直許可について

宿日直許可を受けた場合には、その許可の範囲で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となります。今後、令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制がスタートしますが、

(1)宿日直許可を受けた場合には、この上限規制との関係で労働時間とカウントされないこと、
(2)勤務と勤務の間の休息时间（勤務間インターバル）との関係で、宿日直許可を受けた宿日直（9時間以上連続したもの）については休息时间として取り扱えることなど、医師の労働時間や勤務シフトなどとの関係で重要な要素になることが考えられます。

※ 2については、時間帯を限定しての許可の取得といった方策も含めてご検討いただいてなお困難な場合に選択してください。

※ 4については、単に労働基準局等に相談した際に難しそうという感触を示されたといった場合は含まず、申請書を提出した上で許可が得られなかった場合に選択してください。

問5 (問4で6又は7と回答した場合)

宿日直許可申請を所轄の労働基準監督署に提出するのはいつの予定ですか。

_____年 _____月

問6 令和6年度に、貴院で予定されている医師の時間外・休日労働時間の水準に当てはまるものに○印を付けてください。(複数選択可。)

秋田県:
特例水準の申請を予定していない場合は、「A水準」のみを選択してください

- | | |
|--------------------------|----------|
| ☐ | 1. A水準 |
| ☐ | 2. B水準 |
| ☐ | 3. 連携B水準 |
| ☐ | 4. C-1水準 |
| ☐ | 5. C-2水準 |

※ A水準 下記の水準に当てはまらない医師に適用される水準(時間外・休日労働の上限:年960時間)

B水準 救急医療をはじめ、政策的に確保が必要な医療に従事する医師に適用される水準(時間外・休日労働の上限:年1,860時間)

連携B水準 派遣されて複数の医療機関で働くことにより、地域医療の確保に必要な役割を果たす医師に適用される水準(時間外・休日労働の上限:年1,860時間)

C-1水準 希望する臨床研修医・専攻医に適用される水準(時間外・休日労働の上限:年1,860時間)

C-2水準 高度な専門技術の修得を目指す医師に適用される水準(時間外・休日労働の上限:年1,860時間)

※ 時間外労働の上限規制について

令和6年4月から、診療に従事する勤務医の時間外・休日労働時間は、原則として年960時間が上限となります(A水準)。

医療機関が、地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師にこれを上回る時間外・休日労働時間を行わせる必要がある場合は、その理由に応じて、都道府県知事から指定を受ける必要があります。(1つの医療機関が複数の水準の指定を受けることもできます。)

問7 時間外労働の上限規制により、現状の医療提供体制の維持が困難になる可能性がある診療科や診療領域はありますか。(特例水準の指定により維持ができる場合は、「ない」を選択してください。)

- | | | |
|--------------------------|---------|----------------|
| ☐ | 1. ある → | 維持困難な診療科・診療領域: |
| ☐ | 2. ない | |

設問は以上です。御協力ありがとうございました。
回答先メールアドレス: Tsunekawa-Fuuga@pref.akita.lg.jp